

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	子育て支援 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、子育て支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和7年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、支給認定者の管理及び確認を受けた施設・事業者の情報管理や給付費の審査・支払いを行う。
③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 幼児教育無償化システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 保育台帳ファイル 2. 世帯情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 第1項 別表第一の127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8項 利用特定個人情報の提供に関する主務省令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7123
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーの取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する全職員に対し、教育研修を実施している。研修時には、離席時のログアウトの徹底をし、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I-5-① 部署	まちづくり戦略課	こども課	事後	
令和6年4月1日	I-5-② 所属長の役職	まちづくり戦略課長	こども課長	事後	
令和6年4月1日	I-7 請求先	総務防災課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	事後	
令和6年4月1日	I-8 連絡先	まちづくり戦略課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7112	こども課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7123	事後	
令和6年12月10日	I-1.②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、支給認定を受けた者及び確認を受けた施設・事業所の情報管理や給付費の審査・支払いを行う。	子ども・子育て支援法に基づき、支給認定者の管理及び確認を受けた施設・事業所の情報管理や給付費の審査・支払いを行う。	事後	
令和6年12月10日	I-3法令上の根拠	番号法第9条 第1項 別表第一の8の項	番号法第9条 第1項 別表第一の127の項	事後	番号法の一部改正
令和6年12月10日	I-4②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8項 別表第二の13,16,116の項 【情報提供】番号法第19条第8項 別表第二の13,16,116の項	【情報照会】番号法第19条第8項 利用特定個人情報の提供に関する主務省令第2条の表155の項	事後	番号法の一部改正
令和6年12月10日	II-1対象人数、2取扱者数いつ時点の係数か	令和5年6月1日時点	令和6年12月10日時点	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正
令和6年12月10日	IV-8人手を介在させる作業	記載なし	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 ・住基ネット照会によりマイナンバーの取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	IV - 11 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	最も優先度が高いと考えられる対策 [9. 従業員に対する教育・啓発] 判断の根拠 特定個人情報を取り扱う事務に従事する全職員に対し、教育研修を実施している。研修時には、離席時のログアウトの徹底をし、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正
令和7年6月30日	II - 1 対象人数、2取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年12月10日時点	令和7年6月30日時点	事後	